

田原本町役場本庁舎（保健センターも含む）の開庁時間を変更します

本庁舎での働きやすい職場づくりを目的に「職員の働き方改革」と「業務改善の時間確保による今後の町民サービス向上に向けた取組」の一つとして、開庁時間の短縮を右記のとおり実証的に実施します。

実証期間終了後の実施については、周知の浸透具合や窓口・電話対応の影響を踏まえながら判断していきます。

今後も各種行政手続のオンライン化を進め、町民の皆さんの利便性をしっかりと確保してまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

職員の勤務時間について

職員の勤務時間に変更はありません（午前8時30分～午後5時15分）。

事務に専念し適切な処理を行うことで、事務処理ミスの防止や時間外勤務の縮減、業務改善、見直しなどを図り、ひいては住民サービスの向上に努めます。

問い合わせ先

- 行政改革に関すること
…企画財政課政策企画係 ☎ 34-2083
- 職員の働き方に関すること
…人事課人材育成係 ☎ 34-2056

▶ 変更後の平日開庁時間（3ヵ月の実証期間）

午前9時～午後4時30分（令和8年5月1日(金)から）

変更前の平日開庁時間（令和8年4月30日(木)まで）

午前8時30分～午後5時15分

※上記時間帯以外は原則、自動ドアも開閉しません。

※昼休み時間帯（正午～午後1時）前後においても職員が交代で休憩を取っています。窓口業務の混雑などに、併せてご理解・ご協力をお願いします。

注意

- マイナンバーカード（個人番号カード）の交付・申請・電子証明書更新手続の受付時間の延長と休日開庁、その他、各種選挙の期日前投票などについては、柔軟に開庁時間を変更します。町広報紙などにより開催日時を確認のうえ、お越しく下さい。
- 各課への直通電話は開庁時間以外繋がりません。緊急の場合は代表電話（☎ 32-2901）で対応しますが緊急を除きご遠慮くださいますようお願いいたします。



詳しくは、広報たわらもと4月号か町ホームページをご覧ください

大村泰弘さんが引き続き教育長に就任しました

4月1日付けで大村泰弘さんが引き続き教育長に就任しました。任期は令和11年3月31日までの3年間です。



おおむら やすひろ
大村 泰弘さん

経歴

昭和62年3月、追手門学院大学卒業。平成4年4月に奈良県公立中学校教員に採用、シンガポール及びベトナムホーチミン日本人学校への派遣を経て、町指導主事、東小学校校長、田原本小学校校長を歴任し、令和7年3月北中学校校長を退職。同年4月田原本町教育長に就任。

親子で楽しむ イベント情報

町内子育て施設で開催される、季節に応じたイベントなどを紹介します。

ぜひ親子で楽しんでください。

☎=要予約

はぴすまひろば

大正琴の音色を聴いてみよう☎

内容 大正琴ってどんな楽器？どんな音？
親子で楽しんでください

日時 5月15日(金)
午前10時15分～10時45分

場所 町社会福祉協議会

対象 0歳からおおむね3歳未満のお子さんとその保護者

☎・申込 NPO法人ハッピースマイル
☎080-2511-7251

子育てひろば てとて

おさんぽワンワンを作って遊ぼう☎

内容 袋で大玉ボールを作り、ひもと足をつけてワンワンと一緒に散歩しよう

日時 5月11日(月)
午前10時30分～11時

場所 トモルテたわらもと2階

対象 未就園児と保護者

☎・申込 NPO法人子育てすこやかサークル
☎080-7006-4431

田原本町こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

☎ こども未来課総合相談係 ☎ 33-9095

■ 制度の概要

保護者の就労状況を問わず、保育所などに通っていない未就園児に集団生活の機会を提供し、子どもの成長と保護者の育児を支援する制度です。5月下旬（詳細はホームページにてお知らせ）の開始を予定しています。

■ 対象者と利用条件

対象者 生後6ヵ月から満3歳未満の未就園児

利用枠 子ども1人につき月10時間まで
(翌月への繰越不可)

開所日時 火・木曜日の午前9時～午後4時30分

利用料 無料（保険代などの実費のみ負担）

食事など 給食やおやつの提供はなし

実施施設 田原本町立だれでも通園保育所（町立北幼稚園内）※定員：1時間あたり6人

■ 注意事項

※施設や時間帯などを固定しない利用を原則とします。同施設での定期利用を希望する場合は施設とご相談ください。
※希望多数の場合や、集団保育が困難と判断された場合は利用できないことがあります。

■ 利用の流れ

利用申請 「こども誰でも通園制度総合支援システム」から申請し、町の認定を受ける。

初回面談 システムで面談を予約し、事前に子どもの情報を入力。当日は子ども同伴で施設へ行き、受入判定を受ける。

利用予約 システムで空き状況を確認して申込（施設承認で予約確定）。

※申し込みの時点から町のキャンセルポリシーが適用されます。

利用当日 スマートフォンなどを持参し、施設が提示するQRコードを読み込み登降園を登録。

住宅の耐震化・ブロック塀などの撤去の支援

まちづくり建設課都市計画係 ☎ 34-2085

5月11日(月)から受付開始

1 一戸建て木造住宅の無料耐震診断

対象住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

支援内容 町が委託する耐震診断員を派遣して診断を実施します。

募集件数 20件(抽選)

2 住宅精密耐震診断費補助

対象住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 耐震診断費の3分の2の額(上限8万6000円)

募集件数 2件(抽選)

3 木造住宅の耐震改修工事費補助

対象住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 耐震改修補強設計費および耐震改修工事費の5分の4の額(上限115万円)

対象工事 耐震改修工事で、耐震診断結果が1.0未満と診断された住宅を1.0以上とする耐震改修工事、または0.7未満と診断された住宅を0.7以上とする耐震改修工事

募集件数 2件(抽選)

4 木造住宅の耐震建替え工事費補助

対象住宅 下記参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 補助対象となる除却工事および新築工事に要する費用(耐震改修に要する費用相当額)の5分の4の額(上限115万円)

募集件数 2件(抽選)

5 木造住宅の耐震除却工事費補助

対象住宅 下記参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 補助対象となる除却に要する費用の100分の23の額(上限50万円)

募集件数 3件(抽選)

6 ブロック塀などの撤去費補助

対象工事 対象となる道路に面する、安全性が確認できないブロック塀などの撤去工事

補助金の額 ブロック塀などの撤去に要する費用(1mにつき1万円を上限)の2分の1の額(上限10万円)

募集件数 3件(抽選)

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約締結前に必要書類を添えてまちづくり建設課へ。申込多数の場合、昭和56年5月31日以前着工の住宅が優先。

抽選応募期間 5月11日(月)～25日(月)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時30分)

※募集件数に達しない場合は、抽選日以降11月30日(月)まで随時受け付けます。

抽選日 5月26日(火)

場所 町役場2階2C相談室

※抽選の場合はご連絡します。

工事などの完了期日

申し込み後、次の完了期日までに工事を終え書類手続きを完了するものとします。

完了期日 令和9年2月12日(金)

耐震化支援対象となる住宅の条件

支援制度	住宅の種類	建築年
1 一戸建て木造住宅の無料耐震診断	町内にある一戸建て木造住宅	平成12年5月31日以前の着工
2 住宅精密耐震診断費補助	町内にある住宅 (非木造住宅も対象)	建築年問わず
3 木造住宅の耐震改修工事費補助	町内にある木造住宅	平成12年5月31日以前の着工
4 木造住宅の耐震建替え工事費補助	町内にある木造住宅(※1)	昭和56年5月31日以前の着工
5 木造住宅の耐震除却工事費補助	町内にある木造住宅(※1)	昭和56年5月31日以前の着工

(※1) 耐震診断で診断結果が0.7未満または、容易な耐震診断調査票を用いた結果、倒壊の危険性があると判断された木造住宅に限る。

耐震診断や耐震改修工事の支援をしています。
詳細は町ホームページをご確認ください。



住宅の耐震化

清掃センターからのお知らせ

要予約 小型家電製品の無料収集

日時

6月6日(土) 午前9時～11時30分【少雨決行】

場所

田原本町清掃センター（矢部 123-1）

※令和8年度より収集場所が「田原本町清掃センター」に変更となりました。持ち込む際は、お間違えの無いようご注意ください。

対象

町内に住所を有する人が、その住所において使用していた右記の家電製品

申込期間

5月7日(木)午前8時30分～6月4日(木)午後5時15分

申込方法

以下の方法のいずれかで申込。

必要事項：持ち込む人の住所・氏名・連絡先・製品の種類・希望時間

■環境管理課で直接

※受付は午前8時30分～午後5時15分

■電話（☎ 33-5082）

※受付は午前8時30分～午後5時15分

■電子申請は こちらから



持ち込み時間 各時間予定数に達し次第受付終了

- ①午前9時～9時30分
- ②午前9時30分～10時
- ③午前10時～10時30分
- ④午前10時30分～11時
- ⑤午前11時～11時30分

収集できるもの（1住所5点まで）

小型家電製品

プリンター／空気清浄機／扇風機／サーキュレーター／炊飯器／電子レンジ／オーブントースター／オーブンレンジ／電動ミシン／掃除機／食器洗浄機・食器乾燥機／電気ポット・電気ケトル／加湿器・除湿器／電気ストーブ（灯油を使用しないもの）／DVD・VHS・ブルーレイレコーダー

【注意事項】

- 当日は通常のごみの持ち込みは受け付けていません。
- 当日、本人確認できるものをご持参ください。（運転免許証など）
- 電池やバッテリーは取り外し有害ごみの日に出してください。
- コードは切断してお持ちください。
- プリンターのインクカートリッジは取り外してお持ちください。
- 製品の下ろし作業はご自身でお願いします。
- 悪天候により中止する場合は、当日朝8時30分までに、町ホームページ・町LINEでお知らせします。



がん検診（個別検診）がはじまります

住民保健課保健センター係 ☎ 32-2907

【検診種別】 胃がん（胃内視鏡）検診・乳がん検診・子宮がん検診

実施期間 5月1日(金)～令和9年2月28日(日)

受診方法 ①事前に住民保健課保健センター係（役場4-1窓口）で受診票を発行
②検診実施機関へ予約

【検診種別】 大腸がん検診

実施期間 5月1日(金)～10月末日

受診方法 町内実施医療機関に直接申込

詳細は、広報4月号折込の健康づくりカレンダーや右記のQRコードから町ホームページをご覧ください。



情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課法務文書係 ☎ 34-2114

情報公開制度と個人情報保護制度の、令和7年度の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、町民の皆さんの町政への参加と開かれた町政を推進するために、町が保有している行政情報（公文書）の開示を請求できる権利を保障するものです。（表1）

個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報を保護するとともに、皆さんの自己情報について開示や訂正など、個人の権利利益を保護するものです。（表2）

個人情報取扱事務の届出状況

個人情報保護制度を実施する町の機関（実施機関）が個人情報を取り扱う事務を行う場合は、その目的、対象者の範囲、記録項目、収集先などを明らかにし、町長へ届け出なければなりません。（表3）

令和7年度の運用状況

公文書の開示請求・申出の運用状況（表1）

	件数	実施機関	決定内容				取り下げ
			開示	部分開示	非開示	却下	
開示請求	15	町長部局	6	8	0	0	1
	6	教育委員会	4	1	0	0	1
	1	選挙管理委員会	1	0	0	0	0
	1	議会事務局	0	1	0	0	0
申出	10	町長部局	3	4	2	1	0
	2	教育委員会	0	1	0	1	0
合計	35		14	15	2	2	2

※開示請求の決定に対する審査請求はありませんでした。

保有個人情報の開示等請求の運用状況（表2）

	件数	実施機関	決定内容		
			開示	部分開示	非開示
開示請求	10	町長部局	6	3	1
合計	10		6	3	1

個人情報取扱事務の届出状況（表3） 合計：412件

実施機関		件数	実施機関		件数
町長部局	町長公室	16	○教育委員会	65	
	総務部	43	○選挙管理委員会	9	
	住民福祉部	165	○公平委員会	3	
	産業建設部	95	○監査委員	2	
	会計課	2	○農業委員会	7	
			○固定資産評価審査委員会	2	
			○議会	3	

※4月9日時点

奈良クラブホームゲーム「磯城郡3町民デー」

奈良クラブ ☎ 0745-43-6890

奈良県初のJリーグ昇格を果たしたサッカークラブ「奈良クラブ」のホームゲームに、田原本町民を無料でご招待します。選手たちの迫力あるプレーを楽しみながら、地元チーム「奈良クラブ」に熱い声援を送りませんか。

日時 5月23日(土)

キックオフ：午後2時（開場＝正午～）
明治安田 J2・J3 百年構想リーグ 2026 シーズン
VS カターレ富山

場所 ロートフィールド奈良

（奈良市法蓮佐保山 4-5-1）

対象（観戦者） 町内に在住・在勤・在学している人

招待対象席種 メインB自由席または芝生自由席



写真提供＝奈良クラブ



©NARACLUB

申込方法 下記QRコードから申込サイトにアクセスし、申し込んでください。

※申込完了後に確認メールを送信します。

※申込にはJリーグIDの取得が必要です（無料）。



◀申込サイト

申込締切日 試合当日キックオフ時間まで

招待券引換方法（1人につき1枚）

引換時間 試合当日午前11時～

引換場所 会場内チケットブース

引換方法 申込時の確認メール画面をご提示ください
必要なもの

観戦者の氏名、住所が明記された本人確認書類
（マイナンバーカード、免許証、保険証、学生証など）

※町外在住の人は町在勤・在学を証明する書類

